

東京都気管支喘息の医療費助成について

～気管支喘息患者さんに対する医療費助成の対象年齢が拡大されています～

東京都は、平成20年8月1日から気管支喘息の患者さんに対する医療費助成の対象年齢が拡大されています。18歳未満の方だけでなく、18歳以上の方であっても一定条件を満たす方を対象に気管支喘息治療の医療費の助成を行うことになるものです。

※18歳以上の新規認定は、平成27年3月31日で終了しています。

当院では、東京都在住の気管支喘息患者さんの医療費助成の申請のための書類記載を行っています。

申請受付は、お住まいの区市町村窓口（健康福祉部健康課）になります。

区市町村窓口で書類を受け取ってから当院へご来院ください。詳しくは当院受付へお問い合わせください。

※「主治医診療報告書」作成のため必要な検査等かかる費用は、医療保険の範囲内で自己負担があります。（保険診療の自己負担以外に文書代を別途いただきます。）

～東京都喘息助成金制度の書類作成について～

東京都の喘息助成金制度の申請のために必要な検査は、

- ❖ 6か月以内の胸部レントゲン
- ❖ 血液検査（白血球・好酸球・IgE・ハウスダスト・ダニ）

以上を記載するようになっています。

又、申請には、以下の一定の条件を満たしている必要があります。

- ① 都内に引き続き1年以上住所を有する方（住民登録されている方）
- ② 現に気管支喘息に罹患している18歳以上の方
- ③ 健康保険等に加入されている方
- ④ 申請日以降喫煙しない方

～注意点～

東京都が負担するのは喘息の治療費です。

例えば風邪をひいて喘息が悪化した場合、喘息の薬代は東京都が負担しますが、風邪の薬代は負担されませんのでご注意ください。

（気管支喘息の場合、ジスロマック等は助成対象ではありません。）